

学校感染症一覧

※学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により学校感染症は下記のように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

分 類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種 発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 鳥インフルエンザ (H5N1型)	治癒するまで
第二種 飛沫感染し、児童生徒等の罹患が多く学校で流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種 飛沫感染が主体ではないが学校で流行を広げる可能性がある感染症	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	※第三種に同じ
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

< 注意 >

①上記の感染症に罹患したものは「様式1」を提出、その他の感染症については電話にてお知らせください。

②「その他の感染症」を罹った場合、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があります。そのため**必ず出席停止を行うべきというものではありません。**

< その他の感染症の例 >

感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど） マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 手足口病
ヘルパンギーナ 伝染性紅斑（リンゴ病） RSウイルス感染症 帯状疱疹 アタマジラミ カンジダ
サルモネラ